

年金加入の手続きはお済みですか？

60歳未満の人で、自身や配偶者(夫または妻)が会社を退職した時には国民年金加入の届出が必要です。国民年金への加入の届出を忘れると、年金を受けられない場合や、将来に受給できる年金額が少なくなる事がありますので必ず届出をしてください。

こんなとき	どうする	届出先
20歳になったとき (厚生・共済年金加入者を除く)	国民年金加入の届出をする	町役場 (配偶者の扶養につく場合は、配偶者の勤務先)
会社を退職したとき	国民年金加入の届出をする (扶養されている配偶者も同様)	町役場
配偶者の扶養からはずれたとき	国民年金加入の届出をする	町役場
結婚や退職などで配偶者の扶養 になったとき	配偶者の扶養につく届出をする	配偶者の勤務先
扶養についている配偶者が 会社が変わったとき		配偶者の新しい勤務先
海外に居住するとき	任意加入の届出をする	国内に協力者がいる →町役場 国内に協力者がいない →大垣年金事務所
	国民年金をやめる届出をする	町役場
海外から転入したとき (厚生・共済年金加入者を除く)	国民年金加入の届出をする	町役場 (配偶者の扶養につく場合は、配偶者の勤務先)

町役場での届出では年金手帳、年金・健康保険資格喪失証明書または離職票、印鑑が必要です。不明な点があれば、事前に届出先に確認してください。

年金と健康保険は別の制度になります。60歳未満の人であれば会社の健康保険に任意継続する場合でも国民年金のお届けは必要になるので必ず届け出てください。

問 大垣年金事務所 ☎ 78-5166 住民人権課 ☎ 32-1104

～事業主の皆様へ～

労働保険年度更新の手続きはお早めに

労災保険と雇用保険の申告・納付期間は、6月3日から7月10日までです。

岐阜労働局、各労働基準監督署では、6月3日から申告書の受付を行っています。期限直前は、窓口が大変混雑することが予想されますので、お早めにお出かけください。

なお、手続きはパソコンから行うこともできますので、インターネットで電子政府の総合窓口「イーカブ」をご覧ください。

問 岐阜労働局労働保険徴収室 ☎ 058-245-8115

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です

～外国人雇用はルールを守って適正に～

外国人(特別永住などを除く。)の雇入れおよび離職の際、その氏名、在留資格などをハローワークへ届け出てください。

外国人労働者の適正な雇用の推進および不法就労の防止を図ることについて、事業主をはじめ皆様のご理解とご協力をお願いします。

問 岐阜労働局職業対策課 ☎ 058-245-1314 または最寄りのハローワーク